2008. 3. 31 / Vol. 21

1880年代教育史研究会 ニューズレター

第 21 号

<u></u> 图 次

[連載]	
神辺 靖光 「学区の思想(19)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
[史料紹介]	
谷本 宗生 「メーチニコフ「東京外国語学校の思い出」(1885年	.)
を読んで」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
佐喜本 愛 「第五高等中学校の修学旅行 2」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
鄭 賢珠 「寺田勇吉経歴談」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
[研究会便り]	
◆大会概要	
谷本 宗生 「東京大会(3月14~15日)の概要」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
◆資料調査概要	
富岡 勝 「東京大会一高関係史料調査報告 (田中・冨岡班)」· 8	3
◆個人報告概要	
冨岡 勝 「東京府尋常中学校における校友会の成立」・・・・・・	3
小宮山 道夫 「第二高等中学校の地方税支弁負担議論と	
法規上の不整合問題について」・・・・	9
田中 智子 「1870年代における「官立学校」概念の変遷」・・1	1
[お知らせ]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

学区の思想(19)

神 辺 靖 光

(承前) 中学区の民費徴集は小学区より広域の ため難渋した。

旧長野県(信濃北部一高井、水内、更級、埴科、小県、佐久の6郡) は1876年、県庁幹部、区長、戸長、学区取締、師範学校、小学校の教員代表からなる教育会議を開いて県内4中学区に各1校の中学校の設立を決議したがその設置維持資金の徴集案は次のようなものであった。

- 1. 中学区ごとに年間 500 円を募集する。1 戸 2 銭 の割合。
- 2. 県から若干、補助する。
- 3. 県の吏員、教員、用掛、世話掛は月給の20分の1を年々寄附し、4中学校で平分する。

この案は応ずる住民がなく渋滞したので翌77年、4中学区中の第十六番中学区(小県、埴科2郡)が独自の中学校費徴集案をたてた。

- 1. 経費1ヶ年2,000円
- 2. 元金2万円、これを区内3万戸に割付ける。 1戸当り66銭6厘

と言うものである。これは第十六番中学区を構成する第四大区(戸籍区)の正副区戸長と学区取締の連名で県庁に提出したものである。時に郡区町村編制法によって大区が消滅したので、結局、小県郡の上田変則中学校になるのであるが、そこでは一戸の負担金を5銭5厘にまで縮小する。それでも郡内連合町村会は甲論乙駁、結着がつかなかった(拙著『明治前期中学校形成史(府県別編I)』)。旧筑摩県の松本平を中心とした第十八番中学区でも中学校元資金のための民費徴集をはじめたが、村々で紛議が絶えず難渋していると筑摩郡第四大区村々惣代3名から県権令へ指令伺が提出されている(『長野県教育史9巻 資料編3』所収)。中

学区といえども大区→小区→村まで段階をへて民 費徴集を通知し実施するのであるから末端の自然 村での合意をとりつけるのは難儀であったに違い ない。また部落間の了解は得られるにしても小区、 大区間相互の意見を調整することは非常に難しか ったであろう。

さきに村限り、町限りの公共費である村入用、町入用を明治になって民費と名づけたと述べた。
1873年の筑摩郡青柳町村の民費書上げをみると用水田水路修繕費とか道路掃除費、村社修繕費、番人給料等の費目があって村入用を想わせるが、同時に区長、戸長の給料、布告布達類の入費等があげられていて新時代の公共観念拡大が感じられる。さらに74年の第十九大区(高井郡のうち)の民費調になると消防費や道路掃除費等旧来のものの上に県庁新築営繕費や徴兵下調費などが加わる。これらは本来、府県や国家の任務であるのに大区の民費を吸い上げて費消したのである。村入用本来の一村公共概念の無限の拡大と言わねばならない。

これらの民費は費目によって地価割、戸別割、 人口割で住民にかかってくるから税金と変らない ものである。また前にみたように村限り、大区限 りの民費徴集状況を上級機関に報告し、難渋する と県の指揮を仰ぐのである。つまり民費は府県税 の徴集能力のない府県吏員に代って大区小区村の 役人が徴集した実質、地方税なのであった。

小学区・中学区の学校設置維持を民費徴集権のない学区取締の任務としたのは出発点から無理なことであった。よって学区取締は旧慣による村入用—民費徴集実権者である戸長、副戸長と協同しなければならなかったのである。

付けたり…明治新政府は1868年8月、太政官布

告612号で諸国の税法は旧慣によるとしている。

「史料紹介]

メーチニコフ「東京外国語学校の思い出」(1885年)を読んで

谷本 宗生

この研究会を通して、筆者(谷本)は1880年代の日本教育史をいろいろ考えているが、最近はその前提となる1870年代について、いまだ先行研究では十分に解明されていない点が多々あると感じている。学区構想について然り、専門学校制度や中学校制度について然り…と。

筆者に限っていえば、この研究会ではしばらく 70 年代のことも対象視野に入れてみたいと考えてい る。

そこで、最近偶然手にして読んだメーチニコフ『回想の明治維新 ロシア人革命家の手記』(渡辺雅司訳、1987年初版、岩波文庫)に収められている「東京外国語学校の思い出」(同上書、271~290頁)から、興味深い点を紹介してみたいと思う。それは、お雇い外国人教師のメーチニコフが滞在中の東京外国語学校について、ロシアに帰国後(1885年4月12日)、日刊紙『ロシア報知』(ルースキエ・ヴェードモスチ)に発表した回想記であるという。東京外国語学校自体は、1873年に開成学校より独立してできた学校である。英、仏、独、魯、清の5学科、生徒数453人。翌74年、その内から英語科が独立して東京英語学校となった。以下、お雇い教師であったメーチニコフの回想記を抜粋する。

「こう信じて疑わなかった。外国語学校でヨーロッパ語を修得しさえすれば、日本の若者たちはたとえどんな学科でも、どんな学部でも、これらの言語でおこなわれる大学の講義を十分聴きとることができるはずだと。つまり彼らは一石二鳥を狙ったわけである。…この種の機関をもとめる声

はひじょうに高かったので、首都に外国語学校が 設立されたと聞くや、全国各地から生徒たちがま さに群れをなして集まってきた。…そうした生徒 のなかには、宣教団の経営する学校や、その他な んらかの方法で、フランス語、とくに英語、さら にはロシア語の基礎知識まで身につけたものもい たが、大多数のものはまったくの初歩からはじめ ねばならなかった。…希望者はますます殺到した。 …生徒数がもっとも多いのは英語科だった。その ためまもなく英語科だけをべつの校舎に移し、独 立した学校を開設せねばならなくなったほどであ る。…大学仏語科の全面廃止の決定がなされ、高 等教育は唯一のヨーロッパ語でなされるように布 石が打たれた。そしてその言語には英語が選ばれ ると予想された。だが開校当初からドイツ語を専 門語としてきた医学校の組織があまりに見事だっ た…」(同上書、271~290 頁)

教授用語の英語への一本化については、「官立大学校」を志向する開成学校において「現今専ラ外人ヲ挙ケ教授ニ任用スルヲ以テ其際諸科ヲ教ユルニ英語ヲ用ヒザルヲ得ザルナリ」と規定されたことが大きい。七個の外国語学校(英語学校)が廃止改編されると、全国の青年子弟は東京に上京し、成立学舎や共立学校などいわゆる私立の予備校に在学して大学予備門を目指すことになる。これは、80年代後半以降の尋常中学校→高等中学校へと進学する教育ルートと比較してみるとどうか。幕末から明治初期に試行錯誤された専門教育=人材養成の在り方は、70年代・80年代においてなお懸案事項であったといえるだろう。

[史料紹介]

第五高等中学校の修学旅行 2

佐喜本 愛

2007 年 2 月の研究会において第五高等中学校の修学旅行について報告を行った。そこでは主に五高の史料『龍南会雑誌』の記事から旅行の行程を追ったがその後の調査でその訪問先であった小学校での史料でその裏付けを取ることができた。今回はその史料を紹介したい。

『龍南会雑誌』によれば修学旅行は五高(生徒238人)は1891年11月10日~20日の日程で佐賀・長崎方面への修学旅行を行っている。記事には11月16日に佐賀県嬉野から有田へ移動した午後「尋常高等小学校生徒の出迎え有り」/11月17日日午前8時に白川小学校へとある。以下の史料は出迎えを行った白川小学校の日誌である。

十一月十六日 晴 月曜

干城舎生徒本日十一時早岐ヨリ当地へ到着 学校参観ノ後□歩場ニ於テ体操ヲ行フ各生 徒ニ柿ヲ供ス

熊本第五高等中学校生徒二百三十名運動会 ノ途次当地ニ宿泊スルヲ以テ出迎トシテ校 員生徒石境松迄出張ス 十一月十七日 晴 火曜 第五高等中学校生徒□□□当校へ参観ス

管見の限り佐賀・長崎方面への修学旅行の記事(『龍南会雑誌』)に登場する小学校で日誌が現存し、かつ当日の記載がある唯一の史料である。修学旅行のことを「運動会」と称している。日誌の中には近隣の小学校が「運動会トシテ伊万里ヨリ当地へ」といった記載がありそれらと同等のものとして捉えているものと考えられる。

現在,こうした史料に『龍南会雑誌』記事の 裏付け以上の意味を付与する視点を持ち得な いが,大会で報告したとき会員の方から指摘を いただいたように第五高等中学校と地元の 人々,及び各学校との接点から同校と地域の関 係,ひいては第五高等中学校が果たした役割に ついて迫っていきたいと思う。

「史料紹介]

寺田勇吉経歴談

鄭 賢珠

寺田勇吉は、前号に紹介したように 1889 年 12月から翌年の10月まで久保田譲会計局長の 洋行に随行した人物である。

寺田は、1853 年江戸で生まれ、旧昌平学校で漢学を、大学南校と東京開成学校でドイツ学・鉱山学を修めた。1878 年太政官会計部で

働き初めるとともに専修学校で統計学、共立統計学校で統計学、獨逸協会学校で独逸学を教え、官職と教育職を並行している。文部省に入ったのは、1883年でしばらくは教官に重きを置きながら、文部省職務を兼任していたが、徐々に教育行政官に転じた。行政官として、書記官、

参事官、視学官、文書課長、会計課長などの職に就き、中学校師範学校教員免許学力試験委員、文部省所管事務政府委員として数度に任じられている。その他にも、教科用図書審査委員、実業教育費補助取調委員、文部省文官普通試験委員、民法施行に関する臨時取調委員、水産博覧会文部省委員、公立学校職員恩給審査委員長、仏蘭西万国博覧会出品調査委員長、高等教育会議委員、師範学校学科程度取調委員、第六高等学校建築設計委員、教育統計調査方法調査委員、文官普通懲戒委員、第五回内国官業博覧会審査官などを歴任している。そして、東京市教育会副会長、高等商業学校長、精華学校の創立者、九段精華高等女学校の開設者・校長という肩書ももっている。

この『寺田勇吉経歴談』(寺田勇吉著、精華学校発行、1919年)は、「余が行事、教育、官歴、学校設立の事及び寺田一家の出来事を掲載」した内編と社会変遷を内容にする外編とで構成されている。寺田が生まれた時期から1917年ごろまでの経験談を綴ったものである。序の記述によると、この刊行の目的は、歴官行事の一班、社会の変遷の大略を述べて、子孫に遺すとともに精華学校生徒の教育資料とすることにあったとされる。

注目したいのは、寺田の教育行政官への転換 過程である。この経歴談の構成にそってみると、 官職についての主な記述は次の通りである。

- 第六章 仕官の初(太政官属、統計院を辞任す、 統計学を講ず、杉法学博士、教育界に投ず、 内地大旅行)
- 第七章 洋行(洋行の宿志、洋行の旅程、欧米の見聞一斑、語学の必要、独逸教育の状況、 英仏教育の状況、英仏獨教育の略評)
- 第八章 行政官に兼任す(学事諸法令の改正に

従事す、教科書を審査す、普通教育費国庫支 弁を主張す、実業教育の施設)

- 第九章 専ら文部省の事務を掌る(参事官、文 書課長、教員検定委員、台湾国語学校生徒募 集)
- 第十章 会計事務に鞅掌す(会計課長、政府委員、小学教員退隠料、府県視学官費、第六高等学校、体操伝習所、御用商人、勅任参事官)

そのなかで、まずは教育行政官への転換とも 見なされる記述を紹介する。

「明治二十三年十月廿九日帰朝の当時、文 部大臣は芳川顕正氏にして、余は専ら高等 中学校教授の職に従事せしを以て、折角独 逸にて調査したる教育上の事も、之を実施 するの機会なく、心快々として楽しからず、 当時巳に文官試験規則ありしを以て、教授 より直に文官に転任すること難く、且つ将 来文官の試験を受くれば、必ず落第するこ とゝ信じ、一日も速に高等文官たるの得策 たるを感じたりしに、幸に会計局長久保田 譲氏と文部次官辻新次氏との尽力に依て、 二十三年十二月十二日本官を教授に置き、 第一高等中学校の幹事に兼任せしめられ たり、即ち事務官となり同月廿七日に文部 省参事官を兼ぬる事となり、始めて無試験 にて高等文官たるを得たり、特別任用にあ らざりしを以て他日勅任官まで進を得た るは幸福なりき」(114~5頁)

寺田の教育行政官へ足踏みになったのが、久 保田譲会計局長欧米派遣を随行であることが うかがえる。これを機縁に文部省事務への係わ りを広げていくのである。

[研究会便り]

東京大会(3月14~15日)の概要

谷本 宗生

3月14日(金)の午後1時、東京大学の駒 場博物館前に冨岡・小宮山・田中・谷本の4 会員が集合した(厳会員は、後に博物館で合 流)。駒場博物館の折茂克哉諸氏にご挨拶し、 第一高等学校関係史料群はもつか整理・目録 化中であるにもかかわらず、わが研究会の活 動趣旨をご理解いただき、とくに大学予備 門・第一高等中学校関係史料についてその閲 覧及び撮影の許可を受けた。3月末から5月 末にかけて博物館で開催される東大総長・軍 艦総長の平賀譲(一高出身)展示などの準備 に追われているなかで、過分な便宜に恐縮し た次第であった。夕方までに閲覧できた関係 史料は、冨岡チーム(冨岡・田中)と小宮山 チーム(小宮山・谷本)の2班で撮影した。 撮影者の冨岡・小宮山両会員の手元には、撮 影データが管理されている。夕方 6 時から、 吉祥寺・井の頭公園前にある風情なお店で 2 時間ほど5会員を交え懇親会を行った。厳会 員からは、今年こそは絶対に科研費取得を果 たすべきだ!との意見が強調され、冨岡会員 をはじめそれに対する活発な意見交換が翌 日の研究会を前に展開された。初日の部は、 雨が激しく降るなかで終了した。

翌15日(土)の午前9時半、高円寺・杉 並区民集会所の2階会議室に冨岡・小宮山・ 田中・厳・神辺・荒井・谷本の7会員が集い、 午前の部の研究会が開催された(司会:冨岡 会員)。冒頭に厳平会員の「高等中学校はい かなる経緯で設置に至ったのか?」報告がな され、フロアーを交え活発な議論がみられた。

厳報告のなかで高等教育機関の増設が主張 されたが、諸氏からは、その「増設」自体の 在り方や「高等教育機関」の定義づけなどに、 さらなる厳密さが必要とされるのではない かといった意見が提示された。文責者(谷本) の感想としては、さまざま点に当然ながら留 意することが望ましいと思うが、日本教育史 研究でも層があついと目される中等教育史 でこのような大いなる「問題提起」は必要不 可欠ではないかと痛感した次第である。恐れ るな、前へ進め!と。次に、これからの研究 会組織の運営体制について、谷本会員から提 案がなされ会として了承された。東京世話 人: 谷本、熊本世話人: 佐喜本、京都世話人: 田中の3会員が、当該地で開催される研究会 にあたって事務局の冨岡会員らと協議のう えで、企画・運営にあたるものとした。会の 会計、ニュースの編集発送、ホーム・ページ の管理、電子データの作成などの業務は、冨 岡事務局のもとに会員諸氏で分担して行う とした。次回の研究会は、五高記念館からの 協力要請も考慮して、5月下旬から6月中旬 にかけて熊本で開催することを予定した。荒 井代表からは、目下「1880年代におけるエリ ート養成機能形成過程の研究」で科研費申請 している旨の報告がなされた。その可否も考 慮しながらも、この春に開催される熊本大会 では会としての学会・研究会活動について審 議することを約束した。正午になり1時間ほ ど、神辺顧問の案内に従い高円寺駅前で昼食 をした。

前まで活発な議論のもと行われた(司会:小 宮山会員)。まず冨岡勝会員から、近く中等 教育史研究会で公表予定の「東京府中学校に おける校友会の成立」報告がなされた。「学 友会」や「校友会」をどのように捉えるのか や、「賄い征伐」などの学校騒擾と生徒管理 をどのように考えるのかといった根源的な 問題をはじめ、第一高等中学校との接続・ア ーティキュレーションなど、さらなる研究の 課題が議論のなかで明確化され有意義なも のとなった。続く小宮山道夫会員からは、全 国地方教育史学会や中国四国教育学会など で発表を試みた「高等中学校」設置をめぐる 地元地域の様相が報告された。とくに、第二 高等中学校設置をめぐる東北各県の経費負 担の論議は興味深いものであったが、他地域 と比較して第二区の特徴はなんなのか、高等 中学校の本部と医学部を双方有したことの 意味はなにかなど、重要な課題があらためて 会として再確認できた。続いて田中智子会員 から、前回の「準官立」概念の探究に続き、 「1870年代における「官立学校」概念の変遷」 報告がなされた。田中会員が提示する論点は、 いつもながら教育史畠の意表を突く(目から 鱗) 感があり、この研究会に参加する魅力の 1 つであると文責者(谷本)は考えている。 70年代の教育法令にそくし、「官立」学校の 明確な定義がなされず放置されたこと、文部 省以外の他省の直轄学校を教育法令上「官 立」学校とあえて呼称していないことなどが 提起された。議論をとおして、「官立」学校 の定義上の曖昧さ、多義性、設置経費と運営 経費の拠出上の違い、「官立」学校という用

2日め午後の部は、午後1時から夕方5時

語が当時どのように英訳化されているかな どが課題視できた。最後に、谷本宗生会員か ら自身の近況報告などを交え、東京大学の前 身学校、開成学校に関する史料紹介がなされ た。明治5年8月に第一大学区第一番中学、 翌6年4月に開成学校に改称されるが、この 学校の変遷(中学なのか専門学校なのか?) にどのような意味があるのかといった提起 であった。明治6年の改称に際して、「専門 大学」へのつよい志向がみられるが、その実 態はいかに?である。それにともない、「専 門諸科」の教育と「普通予科」教育との分離 志向が、開成学校内で醸成されていくわけで あった。以上午後の部は予定とおりに終了し、 次回の熊本大会に向けて各会員が相応の課 題を認識できたようである。

年度末の慌しい最中に開催した東京大会 であったが、駒場での一高史料の発掘着手や 吉祥寺及び高円寺での刺激的な研究議論な ど、研究会として成果のある東京大会であっ たと感じることができ、世話人としての役目 もなんとか果たすことができたのではない かと安心している。会員諸氏には感謝した い!残念ながら、今回不参加となった福井・ 鄭・佐喜本会員らとはまた機会があれば、来 るべき東京大会での再会を期したい。世話人 としての不十分な点、不手際などあれば経験 学習をとおして改めていき、前回の東京大会 よりも今回の東京大会、そして次回の東京大 会と実りある研究大会を順次目指していき たい。会員諸氏から東京大会に要望などあれ ば、世話人の谷本までお知らせいただければ 幸いである。

[史料調査報告]

東京大会一高関係史料調査報告(田中・冨岡班)

冨 岡 勝

今回、東京大学駒場博物館所蔵の一高関係史料を調査することができたが、この班では、「木下」という箱にあった木下広次関係の史料群に注目した。内容を見ると、京都大学大学文書館所蔵「木下広次関係資料」にほとんど含まれていなかった木下の第一高等中学校校長時代の史料が存在していることがわかった。インブリー事件や内村鑑三事件関係の史料がまず目をひくが、校友会関係の史料も含まれている。また、木村駿吉が高等中学校のカリキュラム関係

でたびたび木下に意見を伝えている書簡や、高等中学校校長会議関係史料(ちょうど、五高史料には含まれていない1890年のもの)、東京大学予備門入試の改良のとりくみに関する史料(1884年)なども重要度が高いと思われる。今後、三高史料・五高史料などと合わせて検討していくことが緊急の課題ではないだろうか。

当日閲覧した史料のリストや、撮影データについては、小宮山会員と相談の上、近日中に会員向けに別途ご連絡いたします。

[個人研究報告]

東京府尋常中学校における校友会の成立

冨 岡 勝

昨年報告した内容を整理し直して『中等教育 史研究』に投稿した原稿「東京府尋常中学校に おける校友会の成立」をコピーしてその概要を 報告した。原稿の章立ては以下の通り。

はじめに

校友会とは/先行研究と本稿の課題 第1章 東京府尋常中学校における学友会 の設置

A・S会と以文会/学友会規則と組織上 の特徴/学友会のおもな活動内容

第2章 勝浦校長の中等教育論

第3章 勝浦校長の校内改革と学友会 第一高等中学校との調整/教範規程の 制定/職務細則/生徒管理細則/制裁 力養成への期待

勝浦鞆雄について/勝浦の中等教育観

おわりに

勝浦鞆雄校長が、「中等士氏タルヘキ品性ヲ

陶冶」するために生徒の徳育面を重視し、そのために生徒管理の「大綱」となる主要部分については規則を整備して監督の徹底をはかるとともに、「細節小目」については生徒に「自主独立」の活動で取り組む習慣をつくり、全校生徒に風紀を自主的に維持しようとする制裁力を養おうとした。そしてこうした考え方に基づき「校長を代表とした強制加入型」校友会である学友会を設置した。これが、「校長を代表とした強制加入型」校友会の最も早期の例の一つである東京府尋常中学校の学友会の設立理由について考察した本報告の結論であった。

この報告に関して、神辺会員を中心に貴重な 意見をいただいたので、主なコメントの概要を 紹介しておきたい。

(1) 寄宿舎の有無などの条件についても考慮 すべき。寄宿舎があれば、そこである程度生徒 管理を実施できるが、東京府尋常中学校は寄宿 舎がなかった。そこで学友会のようなものを考 えたのかもしれない。

- (2) 校友会雑誌の意味を授業との関係から考えてみる必要がある。国語の授業や教科書では文章の錬磨をどのように行っていたのか確認してはどうか。授業ではできないことを校友会雑誌で奨励したのか、それとも授業の発展として校友会雑誌を位置づけていたのか。
- (3) 札幌の北鳴学校(のちの札幌尋常中学校) は、札幌農学校とつながりが深く、特徴のある 教育をおこなっていたらしい。資料を確認して 見れば課外活動についても手がかりがあるか もしれない。
- (4) 『日本及日本人』のどこかの号に「塾」 についての特集があるので、確認してみてはど うか。

[個人研究報告]

第二高等中学校の地方税支弁負担議論と法規上の不整合問題について

小宮山 道夫

東京大会では3点を報告した。第1は第二高 等中学校の地方税支弁負担議論に関する新史 料の紹介と分析、第2は広島県における高等中 学校に関する動向の紹介、第3は五高の調査に 関する助成金の取得についてである。

第二高等中学校に関しては、2005 年以来調査を継続していながらその成果をペーパー化できておらず、史料に関しても本ニューズレターに紹介したままで考察を進められずにいた。今回は新史料の公表と論文化を目論見て2006年に中国四国教育学会にて行った報告の内容について紹介した。概略を示せば次のとおりとなる。

筆者は 1887 (明治 20) 年 10 月 26 日付の辻文 部次官之通牒按およびその下書きにあたる文 書の存在を、宮城県公文書館蔵『会議 県会・ 常置委員会・高等中学校委員会・区長村会』(請 求番号:明治 20・0066) に確認している。そ れによれば 1887 年 9 月 12 日付勅令第 46 号高 等中学校設置区域内府県委員会規則により設 置が定められた第二高等中学校設置区域内各 県委員会において、高等中学校の経費負担に関 して協議を重ねたところ「各県知事協議之際其 協議不相整」、文部省の「御裁定ヲ仰キタル程ノ儀」と認識し、不当な金額の分担額が議決された時には「不認可手続ニモ可為致」と考えたほどであったとの陳情である。

ちなみにここでいう「不認可手続」とは、恐らく府県会規則第5条(凡ソ地方税ヲ以テ施行スへキ事件ハ府県ノ会議ニ付シ其決議ハ府知事県令認可ノ上之ヲ施行スへキ者トス若シ府知事県令其議決ヲ認可スへカラスト思慮スル時ハ其事由ヲ内務卿ニ具状シテ指揮ヲ請フへシ)にもとづく内務省への手続きを示していると思われる。

第二高等中学校経費は1887年8月13日付文部省令第8号により国庫金と地方税とからそれぞれ2万5千円ずつ支弁して賄われることになっていた。このうち地方税支弁については福島、岩手、山形、秋田、青森、宮城の6県で分担するわけだが、上記委員会での議論の結果、各県で人口比に基づき分担金を決定するほか、第二高等中学校の設置される宮城県のみ総額の3分の1をさらに負担させることにより、地方税支弁による負担金総額2万5千円の44.4%にあたる1万1108円5銭1厘を宮城県

は負担することとなった。このことに対する不満感が上記文書の作成につながっていた。ニューズレター15号で筆者が紹介した史料「高等中学校経費各県分担額ノ義内申」の後に、いわば一連の分担議論に関する総括のかたちで作成された文書である。

文書は続いて「決議タルヤ初メ審議スルニ当 リ、或ハ廃棄ヲ主張スルモノアリ或ハ本県ニ十 分ノ四分ヲ特別ニ負担セシムヘシト主張スル モノアリ」と審議の経過を伝えている。また、 宮城県の提示した原案に同意したのは福島県 の各委員と岩手県委員の一人のみに過ぎなか ったことを述べ、「動議原按共二過半数ヲ得ス シテ消滅シ、為メニ委員中ヨリ更ニ委員ヲ選ヒ テ議按ヲ起草シ再ヒ審議之儀委員ノ起草シタ ルモノニ決シタル」と審議過程に対する不満も 見せている。衆議の結果を不認可とするのも穏 当ではなく、また「経済上格別ノ困難ニモ至ル 間敷ト思考致候ニ付、旁本年度ニ限リ暫ラク議 会ノ意ヲ取リ認可」したと記し、経費の傾斜分 担について、宮城県としてはまさに譲歩に譲歩 を重ねて決議を呑んだという心情を辻文部次 官宛に吐露していたことになる。

また、宮城県会の議論に目を移すと、宮城県 庁所蔵『宮城県臨時県会議事筆記 全』には、 このような負担決議を呑んできた高等中学校 委員に対して難じる発言がたびたび登場する。 その不満は高等中学校会議費を地方税より支 弁することの是非についても向けられる。会議 は紛糾するも、前述の勅令第46号高等中学校 設置区域内府県委員会規則における第5条「委 員会ノ諸費ハ之ヲ各府県ニ平分シ其府県会議 諸費ヨリ支弁スへシ」の条文に基づき、高等中 学校に関わる経費として「議スルヲ得」ない金 額として「地方税予算府県会議諸費中」に立項 されることとなる。しかしこのことは一方で府 県会規則第1条「府県会ハ地方税ノ収支予算及 其徴収方法ヲ議定ス」との条文に矛盾しこれに 抵触することが議員より指摘されており、同様 の指摘が東京府から内務省への照会のかたち であったことも史料として残されている。

以上見たように、高等中学校制度は、設置区域の公表過程にみるばかりでなく、府県における地方税分担額の議決方法やその妥当性、特に中学校令はじめその他関連する勅令と府県会規則との法的な整合性の面においても、粗雑な、いわば暫定的な制度であったことが推察できる。

広島県における高等中学校に関する動向の紹介に関しては、筆者が2007年の全国地方教育史学会第30回大会(於名古屋大学)において「1886年広島中学校拡張計画とその趣意について」と題して報告した内容を紹介した。広島大学図書館所蔵今中家文書中の「高等中学校設置趣旨」(1887年2月)および「広島中学校拡張趣意書」(1886年3月)をもとに、(1)中学校令公布直前の1886年3月時点での広島中学校の将来改革構想(財政基盤(甲)、改革方針(乙)、規模拡張(丙)、募金計画(丙))の内容、(2)(1)に関連して、寄付金募集体制、(3)高等中学校「誘致」については、寄付金募集委員など広島中学校拡張運動関係者の間では話題となっていないこと、の3点を指摘した。

以上の宮城県と広島県の内容は、今年何らか の形で公表できるよう心がけたい。

五高の調査研究に関する助成金の取得については、2008年度に40万円弱の助成金を広島大学から受けることが出来た。本研究会で取得予定の科研費の繋ぎとして、2008年度中に活用したいと考えている。

[個人研究報告]

1870年代における「官立学校」概念の変遷

田 中 智 子

以前、1883年徴兵令改正および 1884年府県 連合学校案を契機とした「準官立」概念の成立 について報告したが、その前提として、そもそ も「官立学校」という概念が、近代学校制度の 形成とともにどのように立ち上がってきたの かを把握したい。現今の学校教育法は、「国立 学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、 地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、 学校法人の設置する学校をいう」、「学校の設置 者は、その設置する学校を管理し、法令に特別 の定のある場合を除いては、その学校の経費を 負担する」と明記する。こうした名称定義に至 る過程はいかなるものであったか。その始動期 にあたる 1870 年代の教育法令に即して、「官立 学校」の要件(設置・管理主体のありか、設置・ 管理経費の位置付けなど)を考えてみることに する。

明治5年8月の学制に名称定義条項はないが、第14章「官立私立ノ学校及私塾家塾ヲ論セス」との文言がある。学制は「官立」の語句を始めて用いる一方、以前からの「公学」あるいは「公立」は使わなかった。翌年4月の学制追加(貸費生規則)で名称定義に関わる規定が初めて入り、「官立学校即チ公学ハ文部省定額金或ハ学校普及扶助ノ為メ府県へ委託スル金等ヲ以テ設立スルモノ尤官ノ扶助アルモノハ私費半ハヲ過クトモ公学ト称スへシ」とされた。「官立学校」=「公学」であり、小額でも官の扶助があれば「官立」と呼ばれることになった。以上の背景には、府県立学校廃止政策があったと考えられる。

名称定義問題を単独で主題化したのが 1874

年8月の文部省布達第22号であるが、この布達は従前の発想を否定する画期性をもつ。「官立学校当省定額金ヲ以テ設立シ直チニ管轄スルモノ公立学校地方学区ノ民費ヲ以テ設立保護スル者又ハ当省小学委託金ノ類ヲ以テ学資ノ幾分ヲ扶助スルモノ」とされ、文部省の資金扶助を得る学校も「公立」と呼ばれることになった。「官立」概念から「公立」を独立させ、両者を明確に区分したのである。また注目すべき点は、「官立」学校が「官費」ではなく「文部省」の支出による学校に限られていることである。すなわち他省の直轄学校は「官立」ではなかったことになる。なお、「管轄」(官立)と「保護」(公立)の使いわけも気になるが、両者の異同は今のところ不明である。

教育令制定にあたって、1878年5月に文部省が太政官に提示した原案には、「学校ニ官公私ノ別アリ官費ヲ以テ設立スル者ヲ官学トシ公費ヲ以テ設立スル者ヲ公学トシ私費ヲ以テ設立スル者ヲ私学トス」とあった。設立経費支出主体に角度をしぼったシンプルな規定で(すでに現行学校教育法に近い)、文部省以外の学校も「官立」の範疇に収められた。ところが法制局の審議を経て、「学校ニ公立私立別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セル者ヲ公立学校トシー人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セル者ヲ公立学校トシー人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セル者ヲ公立学校トシー人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セル者ヲ私立学校トス」と変更が加えられた。「官立」定義は削除され、結局そのまま教育令の正文が出来上がる。

元老院では、田中不二麿や辻新次が、諸省の 官立学校はあくまで暫定的な存在であり、官立 ではない高等の学校の設立を促すために、官立 の定義を省くのだと主張した。対するに佐野常 民・山口尚芳らが、基本法でありながら官立についての規定を欠くのは問題である、実際官立以外の大学など設立可能な状況ではない、との二点から反駁した。田中は、「官立ハ主務者ノ直ニ管理スルモノニシテ公立ハ単ニ之ヲ監督スルニ止マルナリ」としつつも、欧州の事例を挙げて、「英ニ王立学校アリ是決シテ王ノ独力ニアラスシテ醵金ニ成ルモノナリ」「且官立学校中種別アリ当初政府ヨリ世話シタルモノヲ官立ト云フコトアリ或ハー州一府ニテ立タルモス此名ヲ付スルアリ或ハ政府ノ維持ニ由ルモノアリ」と述べ、設立・維持管理主体などの点における「官立」含意の多様性に言及している。

一方、マレー「学監考案日本教育法及同説明 書」(1877) は、名称定義条項を含まないが「官 立」学校に多々言及する。比較史的に(西洋の 「官立」学校の定義)、翻訳史的に(「官立」や「管理」「監督」「保護」「維持」などの訳語・含意)、政策史的に(教育令との具体的関係)、今後分析すべき史料であろう。また、教育令における「官立」消去の発起人は文部省ではなく、法制局(井上毅)であった。その意図も検討したい。

教育令発布以降も「官立」の定義は行われないまま、「準官立」学校問題の発生、諸学校令下の高等中学校制度・諸学校通則体制へといたる。管理権は文相に、設置費用は府県・民間から支弁させるという「官立」学校の設置が目指されたのである。

先述の 1874 年布達を除き、戦前期の教育法 令は「官立」の定義を行うことなく、戦後学校 教育法の制定を迎えたのか、という素朴な疑問 が生じる。これも調査課題としたい。

「お知らせ]

次回研究会は、小宮山、佐喜本会員の世話役で熊 本開催の予定です。

日程:6月6日(金)~7日(土)

1日目 五高記念館にて資料調査(閲覧・撮影)

2 日目 研究会(近況報告、研究発表、会としての学会報告などの検討)

ニューズレター22 号の締切日は、<u>2008 年 6 月 30</u>日(月曜日)です。よろしくお願いいたします。(鄭)

「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第 21 号 2008年3月31日発行

<研究会連絡先>冨岡勝 「1880年代教育史研究会」事務局

〒577-8502 東大阪市小若江 3-4-1 近畿大学教職教育部 冨岡勝研究室気付

e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

< HP> http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/

<原稿送付先> 鄭 賢珠

〒606-8203 京都市左京区田中関田町 2-26田中関田団地 1-205

E-mail: hyunjjung4@hotmail.com